

○宇城広域連合セクシュアルハラスメント調査委員会 設置規程

平成20年10月15日 宇城広域連合訓令第14号

平成26年3月28日 宇城広域連合訓令第11号

（趣旨）

第1条 この訓令は、宇城広域連合セクシュアルハラスメントの防止と解決に関する規程（平成20年宇城広域連合訓令第12号）第7条第2項の規定に基づき、宇城広域連合セクシュアルハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 広域連合長は、セクシュアルハラスメントに起因する問題について調査等を行う必要があると認めるときは、委員会を設置するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員のうち、相談員を除く職員をもって構成する。

- （1） 事務局長
- （2） 消防長
- （3） 事務局総務課長、消防本部総務課長
- （4） 環境衛生課長
- （5） 会計課長
- （6） 宇城広域連合女性職員 2人

2 前項の委員は、広域連合長が選任する。

3 委員の選任にあたっては、原則として、当事者の所属部署以外の部署から任命するものとする。

4 委員の任期は、広域連合長へ苦情相談に関する調査結果の報告が終了するまでとする。

5 広域連合長は、委員に事故あるときは、すみやかに新たな委員を任命しなければならない。

（委員長）

第4条 委員会の委員長は、事務局長をもって充てる。ただし、協議の上、特に必要があると認めるときは、消防長を選任することができる。

（運営）

第5条 委員長は、委員会を招集し議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員4人の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は、委員会に諮った上で、当事者の所属長に議決権のない陪席者として委員会への出席を求めるものとする。
- 4 委員長は、委員会に諮った上で、弁護士に議決権のない陪席者として委員会への出席を求めることができる。
- 5 委員長は、委員会に諮った上で、委員以外の者に参考人として委員会への出席を求めることができる。

(調査)

第6条 委員会は、調査開始後すみやかに当事者双方にその旨を文書で通知又は口頭で連絡しなければならない。

- 2 委員会は、当事者及び関係者から事情を聴取し、必要に応じて関係資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、当事者双方に十分な発言の機会を与えるよう努めなければならない。
- 4 委員会は、調査にあたって、当事者双方の勤務状況に十分配慮しなければならない。

(報告)

第7条 委員会は、当該問題についての必要な調査等を設置の日から2月以内に完了し、委員長は、調査の結果を文書により、直ちに広域連合長に報告するものとする。

(措置)

第8条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けたときは、ただちに必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月28日宇城広域連合訓令第11号)

この訓令は、公表の日からする。